

大阪府 淀川河川事務所	配布日時	平成29年3月23日 14時00分
資料配布		

件名	シジミを採取して食べないでください。 ～淀川下流域のシジミから規制値を越える貝毒が検出～ (加熱しても毒はなくなりません。)
----	---

概要	●淀川下流域で採取したシジミから規制値(4MU/g)を超える貝毒(麻痺性)(22MU/g)が検出されました。 ●安全性が確認されるまでの間はシジミを採取して食べないようお願いします。 ●淀川河川事務所では、潮干狩り等の河川利用者に看板設置等による情報提供を行います。 ※貝毒とは アサリなどの二枚貝は、3月から6月にかけてエサのプランクトンが原因で毒をもつことがあります。毒を蓄積した貝を食べると、手足のしびれといった麻痺や下痢などの症状が発生することがあります。(大阪府ホームページより)
----	---

取扱	—
----	---

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	-------------------------------

問合せ先	(貝類の生態、安全確保に関する問合せ先) 大阪府環境農林水産部水産課 電話 06-6210-9612 (直通) (食中毒対策に関する問合せ先) 大阪市健康局健康推進部生活衛生課乳肉衛生・動物管理グループ 電話 06-6208-9996 (直通) (プランクトンに関する問合せ先) 地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 水生生物センター 電話 072-833-2770 (代表) (河川環境に関する問合せ先) 近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野 則弘 電話 072-843-2861 (代表)
------	--

※貝毒検査の結果:22MU/g
(規制値:麻痺性貝毒、貝のむき身
重量1gあたり4MU)

淀川河川事務所が
情報提供を行う範囲

